

憲法会議は海賊対処派兵新法の強行可決に抗議し、次の談話を発表しました。

憲法違反の海賊対処派兵新法の衆議院可決に抗議し 引き続き参議院で、同法案と憲法審査会規定制定阻止のために全力をあげよう

2009年4月24日 憲法会議事務局長 長谷川英俊 平井 正

4月23日、海賊対処派兵新法（派兵新法）が特別委員会、衆議院本会議で相次いで可決された。憲法会議は、日本国憲法九条を根本から踏みこむ悪法を強行突破した暴挙に、怒りを込めて抗議するとともに、廃案めざして世論と運動を大きく発展させることを呼びかけるものである。

派兵新法の重大な問題は、短い期間の質疑でも、いっそう明らかになった。

政府は質疑で「海賊は犯罪行為、海賊対処行動は警察行動」だと繰り返し、だから国会の事前承認は必要ない。任務遂行のための武器使用も憲法違反ではない。他国の軍隊とともにたたかっても集団的自衛権の行使にならないとした。このことでも明らかのように派兵新法のねらいは、政府自らが日本国憲法のもとでは許されないとしてきた海外での武力行使、集団的自衛権行使に踏み出すことにある。そして派兵新法を恒久法にし、海賊対処行動を、新たな自衛隊の海外任務に加え、本格的な「海外派兵・武力行使恒久法」にスライドさせることを目指している。さらに、安倍首相の私的諮問機関として設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告の具体化につなげることをにらんでもいる。

派兵新法が6日間、25時間の審議でスピード可決された主な理由は、野党第1党の民主党が「海賊対処には自衛隊派兵が必要だ」とする立場から政府案の部分修正に走り、政局がらみで連休前の衆議院通過を容認したことによる。たたかいを放棄した民主党と国民が問題の重大性に気づく前に強行可決した政府・与党は、厳しく批判されなければならない。

こうした派兵新法の国会審議と機を一にして改憲派が巻き返しをはかり、明文改憲に向けて憲法審査会規程を具体化する動きを強めている。規程は23日、衆議院議運で趣旨説明が強行され、27日に参考人質疑、来週中にも本会議に緊急上程、可決されようとしている。また、5月1日に新憲法制定議員同盟が推進国民大会を憲政記念館で開くなど、改憲派は一斉に5月3日の憲法記念日を前後して集会等を計画している。総務省は、来年の国民投票法施行を前にして500万部の宣伝用リーフを発行している。これらの動きは決して軽視できない。

いま、私たちに求められるのは、解釈改憲・明文改憲のいずれにも反対し、憲法審査会規程制定を許すなと世論と運動を急速に発展させることである。当面、5月1日のメーデー、ノーベル賞受賞者の益川敏英さんが参加する5.3憲法集会を始めとする全国の憲法集会等、一つ一つの取り組みを成功させ、学習・宣伝を強めていくことが大切になっている。

派兵新法のたたかいは、舞台を参議院に移す。派兵新法廃案、グアム協定批准反対を一体に参議院審議の傍聴行動や4月28日の国会前行動など、運動を引き続き前進させていかななければならない。

憲法会議は、広範な諸団体とともに、これらの取り組みに全力をあげることを改めて表明する。

以上